

令和6年度第9回多良木町議会(3月会議)							
招 集 年 月 日	令和7年3月28日						
招 集 の 場 所	多良木町議会議場						
議 会 日 時 及 び	開	議	令和7年3月28日		午前10時00分		
開 閉 宣 告	散	会	令和7年3月28日		午前10時41分		
応招（不応招）	議 席 番 号	出 欠	氏 名	議 席 番 号	出 欠	氏 名	
議員及び出席	1	○	宇 佐 信 行	6	○	久 保 田 武 治	
欠席議員	2	○	魚 住 憲 一	7	○	豊 永 好 人	
○ 出 席	3	○	林 田 俊 策	8	○	猪 原 清	
× 欠 席	4			9	○	落 合 健 治	
△ 不応招	5	○	源 嶋 た ま み	10	○	前 田 文	
会議録署名議員	6番	久 保 田 武 治		8番	猪 原 清		
職務のため出席した者の職氏名	事 務 局 長	林 田 浩 之		議 事 参 事	矢 立 志 穂		
説明のため出席した者の職氏名	職 名	氏 名		職 名	氏 名		
	町 長	石 井 淳 一		生涯学習課長	黒 木 庄 一 朗		
	副 町 長	日 田 雅 仁		生涯学習課	矢 立 健		
	教 育 長			住民ほけん課長	竹 下 政 孝		
	職 務 代 理 者			住民ほけん課			
	会 計 管 理 者	木 下 孝 二		住民ほけん課			
	総 務 課 長	東 健 一 郎		福 祉 課 長	新 堀 英 治		
	総 務 課			福 祉 課			
	企画観光課長	浅 川 英 司		建 設 課 長	林 田 裕 一		
	企画観光課			建 設 課			
	危機管理防災課長	椎 葉 純		農林整備課長	水 田 寛 明		
	危機管理防災課			農 林 整 備 課			
	税 務 課 長	椎 葉 直 宏		産業振興課長	魚 住 雅 彦		
	農委事務局長	大 森 博 範		産 業 振 興 課			

会 議 に 付 し た 事 件

議案第86号	令和6年度多良木町一般会計補正予算（第9号）
議案第87号	令和6年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第5号）
発議第3号	多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて

開議の宣告

(午前 10 時 00 分開議)

○議長（宇佐信行議員）

ただいまの出席議員は 9 名です。

全員出席ですので、会議は成立いたしております。

なお、説明員の松岡教育長職務代理者から欠席届が出ております。

その他は全員出席です。

ただいまから、令和 6 年度第 9 回多良木町議会（3 月会議）を開きます。

これから、本日の会議を開きます。

会議日程及び議事日程につきましては、多良木町議会会議規則第 20 条の規定によって、配付しておきました日程表のとおりとし、議事を進めてまいります。

日程第 1 「会議録署名議員の指名について」

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

多良木町議会会議規則第 126 条の規定により、6 番、久保田武治議員、8 番、猪原清議員の両名を指名いたします。

それでは、ここで町長の提案理由の説明を求めます。

町長、石井淳一君。

○町長（石井 淳一君）

おはようございます。

それでは、令和 6 年度第 9 回多良木町議会（3 月会議）の提案理由を説明いたします。

今回審議をお願いいたします案件は、令和 6 年度予算の補正といたしまして、一般会計補正予算が 1 件、介護保険特別会計補正予算 1 件の合わせて 2 件でございます。

詳細につきましては担当課長から説明させますので、両議案ともご可決いただきますようお願いいたします。私からの提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（宇佐信行議員）

町長の提案理由の説明が終わりました。

日程第 2 「議案第 86 号」 令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）

○議長（宇佐信行議員）

それでは、日程第 2、議案第 86 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

説明を求めます。

東総務課長。

○総務課長（東 健一郎君）

それでは、議案第 86 号、令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ということで、第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 6,309 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 79 億 8,708 万 4,000 円とするものでございます。

次に繰越明許費、第 2 条でございますが、地方自治法第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表繰越明許費」によるものでございます。

次に地方債の補正、第 3 条でございますが、既定の地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」によるものでございます。

詳細につきましては、議案説明資料のほうで説明させていただきますので、そちらのほうを

お願いいたします。

ページは1ページでございます。

まず、主な内容でございますが、今回、決算見込調べを実施いたしております。その上で、年度末の予算調整や実績による増減、翌年度への繰越明許費の計上が主なものでございます。また、翌年度への繰越金を見込んで基金取崩・積立を調整いたしております。

それではまず、第2表の繰越明許費でございます。

説明につきましては、事業名、金額、備考欄で説明させていただきます。

まず、地域公すいません、地域公共交通対策事業ということで、699万1,000円、これはくま川鉄道経営安定化補助（災害復旧費分）でございます。

次に、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業でございますが、866万2,000円でございます。内容といたしましては、超過勤務手当、通信運搬費、手数料、住民税非課税世帯緊急生活支援金ということでございます。

次に介護基盤緊急整備特別対策事業といたしまして、971万円でございます。これは介護施設整備事業補助でございます。

次に、一般土地改良事業につきましては、516万円、修繕料でございます。

次に森林環境譲与税事業といたしまして、100万円、これは木造住宅促進事業補助でございます。

次に社会資本整備総合交付金道路事業といたしまして、1億912万6,000円、内容は測量設計委託、町道改良舗装工事、用地買収費、移転補償でございます。

次に町道口の坪覚井線事業といたしまして、1億110万5,000円、測量設計委託、町道改良舗装工事、移転補償でございます。

次に、河川掘削事業といたしまして、630万7,000円、これは河川掘削工事ということでございます。

次に口の坪地区住宅建設事業、2,478万円、口の坪地区住宅建設工事でございます。

次に林業用施設災害復旧事業といたしまして、1億69万5,000円でございますが、これは令和2年災林業用施設災害復旧工事、また作業道災害復旧工事でございます。

次に公共土木施設災害復旧費事業といたしまして、5,546万8,000円でございますが、令和5年災公共土木施設災害復旧工事でございます。

合わせまして、11件でございますが、金額が4億2,900万4,000円ということでございます。

すいません。次に、第3表地方債補正でございます。

変更でございますが、起債の目的で、1臨時対策事業債ということで、補正前が807万6,000円、補正後が834万1,000円ということで、26万5,000円の増でございます。これは起債可能額再算定通知によるものでございます。

次に2の過疎対策事業債、補正前が2億7,930万円、補正後が2億7,220万円ということで、差額の710万円の減ということでございまして、これは補助金増によりまして、起債額を減額するものでございます。

次のページをお願いいたします。事項別明細の主なもので説明させていただきます。

まず歳入でございます。

款の7、項の1、目の1、節の1、地方消費税交付金2,278万3,000円でございますが、交付決定による増ということでございます。

次に、款の9、項の2、目の1、節の1、新型コロナウイルス感染症対策地方税収、すいません、地方税減収補てん特別交付金でございますが、189万1,000円ということで、追加配分による増ということでございます。

款の10、項の1、目の1、節の1、地方交付税、普通交付税でございますが、5億7,604万4,000円の増ということで、これにつきましては、決算見込額調べによりまして、翌年度繰越額の部分でございまして、基金取崩・積立を調整いたしまして、普通交付税を予算追加したものでございます。

次に款の14、項の1、目の3、節の1、公共土木施設災害復旧費負担金でございますが、令和5年災分が1,560万2,000円の減、令和4年災分が156万2,000円の減ということで、いずれも交付決定による減ということでございます。

次に、同じく項の2、目の2、節の3、老人福祉費補助金でございますが、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金、150万5,000円の減ということで、交付決定見込みによる減でございます。

次に同じく目の5、節の1、道路橋りょう費補助金、社会資本整備総合交付金が169万円の減、道整備交付金が770万2,000円の増ということで、いずれも交付決定による減及び増ということでございます。

次に同じく目の7、節の1、小中学校費補助金、学校施設環境改善交付金が119万7,000円の減、これは交付決定見込みによる減でございます。

次に同じく項の3、目の1、節の2、選挙費委託金ということで、衆議院議員選挙、すいません、衆議院議員総選挙委託金でございますが、269万3,000円の減、これも交付決定見込みによる減でございます。

款の15、項の2、目の4、節の3、林業費県補助金ということで、熊本県鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業費県補助金が186万円の減、交付決定見込みによる減でございます。

次に款の16、項の2、目の1、節の2、その他の不動産売払収入ということで、町有林立木売払収入が1,544万6,000円の増ということで、実績による増でございます。

次に款の18、項の1、目の1、基金繰入金、節の1、町づくり推進事業基金繰入金ということで、町づくり推進事業基金の取りくずしを3億5,500万円減額するものでございます。

次に節の2で、公共施設整備基金繰入金ということで、公共施設整備基金取りくずしにつきまして、まず公共施設解体事業につきまして2,270万円の減、同じく、庁舎エレベーター改修事業につきまして2,000万円の減、町営住宅建設事業につきましては4,650万円の減ということでございます。今の部分につきましては、いずれも決算見込みによる、基金取崩しの減ということでございます。

次に、款の19、項の1、目の1、節の1、繰越金2,134万7,000円の増、これは翌年度繰越額でございますが、基金取崩・積立を調整して予算を追加するものでございます。

次に款の20、項の3、目の5、節の1、後期高齢者医療連合受託事業収入ということで、後期高齢者健康診査受託事業収入が245万6,000円の減でございます。事業収入見込みによる減ということでございます。

次に同じく項の4、目の4、節の1、雑入、学校給食費でございますが、502万9,000円の減ということで、実績による減ということでございます。

次に款の21、町債でございますが、683万5,000円の減ということで、第3表で先ほど申し上げましたとおりの減額でございます。

続きまして歳出のほうに移らせていただきます。

まず、款の2、項の1、目の1、一般管理費745万4,000円の減ということで、主に不要となった人件費を減額するものでございます。また以後の人件費減額箇所につきましては、説明を省略させていただきます。

次に、同じく目の5、財産管理費、節の14、工事請負費593万2,000円の減、これは公共施設解体工事でございますが、実績による減ということでございます。

次に同じく目の9、企画費、節の12、委託料1,040万円の減、事業者雇用型地域おこし協力隊運営業務委託料でございますが、実績による減ということでございます。

次に、同じく目の14、基金費、節の24、積立金でございますが、公共施設整備基金積立が2億6,000万、すいません、2億6,022万2,000円の増でございます。これにつきましては、基金積立を増やすということで、任意の追加でございます。

次に同じく目の16、地域公共交通対策費、節の12、委託料300万円の減、乗り合いタクシー運行委託料でございますが、実績見込みによる減ということでございます。

次に同じく項の4、目の3、町長選挙費、646万4,000円の減、各節、説明欄のとおり、実績による減ということでございます。

次に款の3、項の1、目の4、障害者福祉費、節の19、扶助費、101万8,000円の減、重度心身障害者医療費助成事業でございますが、実績見込みによる減ということでございます。

次のページをお願いいたします。

同じく目の6、介護保険費、節の27、繰出金252万7,000円の減、説明欄のとおり、実績見込みによる増減でございます。

次に款の4、項の1、目の2、予防費、節の12、委託料185万8,000円の減、説明欄のとおり、実績見込みによる減でございます。

次に款の6、項の2、目の2、林業振興費、節の18、負担金補助及び交付金279万円の減、有害鳥獣捕獲事業補助でございますが、実績見込みによる減でございます。

次に款の8、項の2、目の3、社会資本整備総合交付金道路事業費、節の12、委託料、1,115万7,000円の減、測量設計委託料でございますが、実績見込みによる減でございます。

次に款の9、項の1、目の4、災害対策費、節の18、負担金補助及び交付金694万円の減、熊本県防災行政無線でございますが、県で整備予定でありました「衛星通信ネットワークシステム」が入札不調によりまして、次年度整備となったことから、多良木町負担分を減額するというところでございます。

次に款の10、項の3、目の1、学校管理費、節の10、需用費、光熱水費125万4,000円の減、実績見込みによる減でございます。

また節の12、委託料、校舎・体育館清掃業務委託料123万円の減、実績による減でございます。

次に、同じく項の5、目の3、学校給食費、節の10、需用費、賄材料費170万円の減、実績見込みによる減でございます。

款の11、項の2、目の1、公共土木施設災害復旧費、節の14、工事請負費1,346万7,000円の減、令和5年災公共土木施設災害復旧工事でございますが、町道荒水線地すべり災害分について、令和7年度予算計上のための減でございます。

次に款の12、項の1、目の1、元金でございます。節の22、償還金利子及び割引料ということで、地方債償還金元金につきまして、1,127万4,000円の減、これは当初の算定誤りによりまして、今回減額をお願いするところでございます。

同じく目の2、利子、節の22、償還金利子及び割引料ということで、地方債償還金利子281万9,000円の減、これにつきましても同様に、今回減額をお願いするところでございます。

最後に、末尾に添付しておりますが、調書でございますが、給与費明細書と地方債現在高調書を付けております。

以上で説明を終わらせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、林田俊策議員。

○3番（林田俊策議員）

ちょっと、2点ほどお伺いしたいと思います。

不動産、款の16、項の2、目1、節2の不動産売買収入が実績による増額となっております、1,500万程度、この理由といたしますか、内訳をお願いしたいと思います。

○議長（宇佐信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

それではお答えいたします。

町有林立木の売払いのほうになりまして、主伐と間伐によります売上げ代金という形になっております。

○議長（宇佐信行議員）

3番、林田議員。

○3番（林田俊策議員）

それは分かるんですけども、増額した理由ですね、最初の見積りと、材価上がったとか、それから、立米数が思ったよりも大きかったとかっていう理由をお伺いしたいと。

○議長（宇佐信行議員）

水田農林整備課長。

○農林整備課長（水田寛明君）

こちらにつきましては、主伐のほうですね、前年度からの、前年度分の残りの分と、今回の分ですね、だいぶ山から出てくる立米数が増えたというところで、今回増額という形になっております。

それとあと、見込みのですね、売上げの立米単価のほうよりも、今回、2,000円ほど上がってるといふ実態がありましたので、そちらのほうで増額をさせていただいております。

○議長（宇佐信行議員）

3番、林田議員。

○3番（林田俊策議員）

えっと、もう1点。

ちょっと待ってくださいね。

給食費のほうで500万程度、減額になって、その後に賄材料費も減になっておりますけども、これはどういったことでこういった現状になったのかってお伺いしたい。

○議長（宇佐信行議員）

黒木生涯学習課長。

○生涯学習課長（黒木庄一郎君）

お答えいたします。

常任委員会のほうでもご説明をさせていただいたと思うんですけども、令和6年度歳入ですね、給食費につきましては、6年度に初めて、給食費の無償化とか、あと、公会計化、並びに、平成30年度以来行っていませんでした、給食費の値上げというのを行いました。

それに伴いまして、予算といたしましては概算で計上させていただいておりますので、今回ですね、実際に実績に伴いまして、大幅な減額となっているところでございます。

よろしく願いいたします。

ちなみに歳出につきましても同様の理由でございます。

○議長（宇佐信行議員）

はい、3番。

○3番（林田俊策議員）

ありがとうございました。

次にですね企画課のほうですけども、委託料のほうで、事業者雇用型地域おこし協力隊運営業務委託料の実績による減というのは、大体理由は分かると思いますけども、この減額は、3月の定例会のほうで落とさずに今回落とされておりますけど、何かそういう理由がありましたか。

○議長（宇佐信行議員）

浅川企画観光課長。

○企画観光課長（浅川英司君）

お答えいたします。

議員言われるとおり、3月定例のときにですね、落とすべきものだったのかなということで考えておりますが、こちら、多良木財団のほうですね、募集を行っていたわけですけども、ぎりぎりまで、財団のほう、募集のほう頑張っていたんですけど、結果、募集が5名ほどあったんですけど、最終面接まで行かなかったのが、今回落とさせていただいた次第でございます。

○議長（宇佐信行議員）

はい。

ほかに質疑はありませんか。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 86 号「令和 6 年度多良木町一般会計補正予算（第 9 号）」は、原案のとおり可決されました。

**日程第 3 「議案第 87 号」 令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算
（第 5 号）**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 3、議案第 87 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」を議題といたします。

説明を求めます。

新堀福祉課長。

○福祉課長（新堀英治君）

それでは、議案第 87 号、令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）についてご説明申し上げます。

令和 6 年度多良木町の介護保険特別会計補正予算（第 5 号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正、第 1 条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」によるものでございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうでご説明申し上げます。

今回の補正の主な内容でございますが、介護給付費国負担金及び地域支援事業交付金等交付決定に伴います歳入予算の増減でございます。また、歳入予算の補正に伴います歳出予算の財源組替の補正を行っております。今回の補正は、予算の総額を増減なしとする補正でございます。

次に、事項別明細書の主なものでございますが、まず歳入です。

款の 3、項の 1、国負担金 1,623 万 8,000 円の減、介護給付費現年度負担金交付決定に伴います減となっております。

次に、項の 2、国庫補助金 1,892 万 4,000 円の増、内訳としまして、目の 1、調整交付金 1,557 万 7,000 円の増、こちらは介護給付費財政調整交付金交付決定に伴います増となっております。目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）342 万 9,000 円の増、目 3、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）8 万 2,000 円の減となっております。こちらは地域支援事業交付金交付決定見込みによる増減としております。

次に、款の 4、項の 1、支払基金交付金 26 万 4,000 円の増、地域支援事業交付金交付決定による増としております。

款の 5、項の 2、県補助金 94 万円の増、内訳としまして、目の 1、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）98 万 1,000 円の増、目の 2、地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）4 万 1,000 円の減となっております。こちらは地域支援事業交付金交付決定に伴います増減を行っております。

款の 7、項の 1、一般会計繰入金 51 万円の増、主な補正でございますが、目の 5、低所得者保険料軽減繰入金 51 万 1,000 円の増でございます。こちらは繰入額確定に伴います増額としております。

款の 8、項の 1、繰越金、418 万円の減、補助金及び交付金の財源更正に伴います減としております。今回の補正によりまして、予算化可能額は 6,028 万 7,000 円となっております。

次に歳出でございます。

款の 2、項の 3、高額介護サービス等費 59 万 6,000 円の増、こちらは年度末までの支出を見込み不足分を増額しております。

項の 4、高額医療合算介護サービス等費 59 万 6,000 円の減、こちらは項 3 への予算の組替を行

っております。

その他歳出予算の補正につきましては、歳入予算の補正に伴います財源組替を行っております。
以上で説明終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 87 号「令和 6 年度多良木町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）」は、
原案のとおり可決されました。

**日程第 4 「発議第 3 号」 多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を
定めることについて**

○議長（宇佐信行議員）

次に、日程第 4、発議第 3 号「多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めること
について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

総務産業常任委員長、豊永好人議員。

○7 番（豊永好人議員）

はい。それでは、発議第 3 号について、提出の理由を述べさせていただきます。

資料は、発議第 3 号の 1 ページをお願いいたします。

皆さんよろしいでしょうか。はい。

それでは今から読み上げます。

令和 7 年 3 月 28 日、多良木町議会議長、宇佐信行様。

提出者、総務産業常任委員長、豊永好人、提出者、厚生建設文教常任委員長、源嶋たまみ。

多良木町議会委員会の条例の一部を改正する条例を定めることについて。

上記の議案を、別紙のとおり多良木町議会会議規則第 13 条の第 3 項の規定により提出する。

提出の理由、多良木町議会「総務産業常任委員会」の所管の「産業振興課」及び「農林整備
課」と、同議会「厚生建設文教常任委員会」の所管の「建設課」は、各々の分掌事務内容が 3
課とも関連していること。

また、多良木町議会「総務産業常任委員会」の所管の「企画観光課」も同様に、「厚生建設
文教常任委員会」の所管の「教育委員会」と分掌事務内容が関連していることから、多良木町
議会常任委員会の構成変更が必要と判断したため、関係規定の改正を行うものである。

改正の内容については、林田議会事務局長に説明させます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（宇佐信行議員）

事務局長。

○議会事務局長（林田浩之君）

それでは、改正案をご説明します。

多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように改正するという事で、2 ページ目のほうにですね、改め文を付けているところです。

内容につきましては、次の3 ページの新旧対照表でご説明させていただきます。

この新旧対照表の下線を引いているところが該当する箇所になります。

まず、第2 条、常任委員会の名称、委員の定数及びその所管の第1 号中「、企画観光課」の文言を削り、産業振興課の次に、「、建設課」の文言を加えるものです。

次に、同条第2 号中、「厚生建設文教常任委員会」を「厚生文教常任委員会」の名称に改め、「住民ほけん課」を「企画観光課、住民ほけん課」の文言に改め、「、建設課」の文言を削るものです。

附則としまして、第1 項、施行期日、この条例は令和7 年4 月1 日から施行することとしております。

また、第2 項、経過措置としまして、この条例の施行の際、厚生建設文教常任委員会に在任する者は、厚生文教常任委員会委員になったものとみなすこととしております。

以上で説明を終わります。

よろしくお願いします。

○議長（宇佐信行議員）

以上で説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

討論なしと認めます。

お諮りします。

本案について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び厚生建設文教常任委員会合同で提出されました、発議第3 号「多良木町議会委員会条例の一部を改正する条例を定めることについて」は、原案のとおり可決されました。

○議長（宇佐信行議員）

お諮りします。

本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、本会議の会議録調整に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に委任することに決定いたしました。

○議長（宇佐信行議員）

お諮りします。

この後、明日から次の会議を開くまで休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（宇佐信行議員）

異議なしと認めます。

したがって、明日から次の会議を開くまで休会とすることに決定いたしました。

これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

散会宣言

○議長（宇佐信行議員）

令和6年度第9回多良木町議会（3月会議）を閉じます。

（午前10時41分散会）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

多良木町議会議長

多良木町議会議員

多良木町議会議員